

長野県知事

阿部 守 一 様

重点提案・要望書

長野県町村会

重点提案・要望書

町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら、国土と自然を守り、食料の安定供給や水資源の涵養など国民生活にとって極めて重要な役割を果たしてまいりました。

今後も引き続きこうした役割を果たし、活気ある農山村地域を次世代に引き継いでいくことが我々に課された使命であります。

しかしながら、急速に進む少子高齢化による人口減少や、基幹産業である農林業の低迷など、町村を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

また、我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費は未だ力強さを欠き、本格的な回復軌道とは言い難い状況にあることから、地域の活性化を図り、その成果を地域の隅々まで広げるしっかりとした対応が必要とされております。

こうした課題が山積するなか、町村では地方創生の実現に向け、それぞれ独自の創意工夫のもと日々絶え間ない努力を重ねております。

我々町村長は、相互の連携をより一層強化し、住民の一人ひとりが、豊かさとゆとりを実感できる安心・安全な地域づくりを進めるため、全力を尽くす決意であります。

「町村の繁栄こそが、日本全体の繁栄の原点」であり、県内町村が将来にわたり住民の期待に応えていくためには、町村自治の確立とその前提となる財政基盤の強化が不可欠であることから、別記事項について、長野県町村長の総意として要望いたしますので、来年度の施策・予算に反映いただくようお願い申し上げます。

平成29年11月8日

長野県町村会

会長 藤原 忠彦

重点提案・要望項目

- 1 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進・・・・・・・・・・ 1
- 2 教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 地域医療・保健等の人材確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 野生鳥獣被害対策・森林病虫害対策の推進・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 観光振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実・・・・・・・・ 19
- 7 河川・砂防施設の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

1 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

< 提案・要望内容 >

1 実効性のある地方創生への取り組み

県内全ての町村が、それぞれの総合戦略に掲げる目標の実現へ自主的・主体的に取り組めるよう、町村の地方創生推進交付金等の活用に向けた支援を行うとともに、広域的な課題の解決に向けた地域間連携等について、更に支援を行うこと。

2 人口減少対策の推進

- (1) 人口減少の抑制を図るため、「婚活、妊娠、出産、子育て支援」について、国の交付金等を活用する中で、更に一貫した支援を行うこと。
- (2) 未婚化・晩産化に伴う少子化の進行を抑制するため、町村と緊密な連携体制の元、県主導により結婚につなげるための移住支援、県内企業の協力推進、結婚支援情報の提供などのサポート体制を更に充実させること。
- (3) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実するよう国に対し働きかけること。

3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進

- (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連した創業・立地や6次産業化等の施策に対する支援を充実させるよう国に対し働きかけること。
- (2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。

(3) 働くすべての人が自らの能力を発揮し、人生を楽しむことができるための「働き方改革」を推進するとともに、長野県の特徴を生かした多種多様な働き方・暮らし方の創造・定着を図ること。特に、人口流出や移住定住促進の観点において、女性や若者の働く場の確保や環境整備を推進すること。

＜現況・課題＞

今、我が国が直面している少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、更には将来にわたる成長力を確保することは、国と地方がともに総力を挙げて取り組むべき最重要課題であります。

我々町村においては、かねてより地域の実情に応じた人口減少の克服と地域の活性化に取り組んできましたが、国の地方創生の流れの中で、「地方版総合戦略」を策定し、その地域の実情に即した具体的な地方創生への事業展開を推進しているところであります。

町村が策定した総合戦略を長期的視点において実施し、その成果を達成するためには、国や県、地域間の緊密な連携・協力とともに、町村が主体的に実施する施策を財政的・制度的に支援する国の役割と、弊害となる規制や省庁間の縦割りを廃し、地方の目線に立った真に実効性の伴った政策を実施することが必要であります。

更には、地方創生の効果を日本全体に波及させるためには、地域間連携等の取り組みにより、相乗効果を生み出すことが重要であり、広域連携基盤の強化や推進のための支援体制の強化や政策展開が必要であります。

我が国においては、急速な少子化が進んでおり、世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下衰退、生産年齢人口や労働力人口の減少などから、経済成長へのマイナスの影響や、社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念されております。

人口減少を克服し、少子化に歯止めをかけるためには、大都市圏の一極集中を是正し、地方への人口還流を促進することが重要であり、国の主導における更なる政策展開と、地方の受け入れ態勢の充実が必要不可欠であり、粘り強い継続した実施を求めるものであります。

また、人口減少対策の一環として、結婚支援、ワークライフバランス、男女共同参画社会とともに、子育ての価値や魅力についての啓発活動などの、総合的な施策を推進する必要があります。地方が、地域の実情に応じて、出会いから、結婚、妊娠・出産、子育て、雇用対策を含めた総合的な対策を中期的に展開していくためにも、国においては、地方が独自に行う様々な取り組みに要する財源を継続確保するなど、積極的な支援が望まれております。

昨今の国の経済情勢は、これまでの長期にわたる景気の低迷から緩やかに回復しつつあるものの、農山村地域等における農林業や商工業は、過疎化・高齢化の進行等により、著しく衰退しているのが現状であり、地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用創出や、地域コミュニティ拠点としての役割を持つ中小小売店や商店街などの地域産業の再生が必要です。

活気ある農山村地域を取り戻し、地方創生の観点である「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出すため、計画に基づく地域の主体的な取り組みに対し、財政面や制度面での積極的な支援を求めるものであります。

また、人口減少・少子高齢化社会において、誰もが生きがいを感じる社会環境の構築とともに、家庭や職場などのあらゆる場面において自らの能力を生かし活躍できる「一億総活躍社会」の意義においては、多種多様な働き方や暮らし方の創造と定着が必要不可欠であります。特に、多くのポテンシャルを秘める女性、また次世代の労働力を担う若者の働く場の確保や労働環境整備の推進を求めるものであります。

2 教育環境の整備

< 提案・要望内容 >

1 小中学校の教員配置基準の拡充

- (1) 県独自の複式学級に対する加配を堅持するとともに、専科の教員配置基準を見直すこと。また、発達障害や不登校など様々な児童・生徒の実態に対応できるようにするため、学級担任以外の教職員配置についても、臨時的任用ではなく正規教員の配置により充実を図ること。
- (2) 特別支援が必要な児童生徒、少人数学級や配置基準数以上の学級規模の場合における、町村費で負担する教職員や支援員について、地域環境等を勘案し、県費による加配の拡充や、財政措置を講じるとともに、教職員の定数改善を国に対して働きかけること。
- (3) スクールカウンセラーや特別支援教育支援員など、学習指導・生徒指導両面で役割を果たす専門スタッフの配置を充実させること。
- (4) ICT教育について、ICT活用指導力向上のための研修の充実等により教員の育成を図るとともに、ICT活用指導力を有する教員の配置は、地域バランスを考慮して行うこと。併せて、ICT利用の急速化に伴い、青少年に対する情報モラルの教育・指導を更に促進すること。

2 特別支援教育等の充実

- (1) 「学校教育法施行令の改正」や「発達障害者支援法」、「障害者差別解消法」等の趣旨に鑑み、特別支援学級の教員配置基準を拡充するとともに、小・中学校における医療的ケアの充実など、障害の有無によらず誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育や、放課後子ども総合プランなどに対する人的体制の整備などを更に充実させること。

- (2) 特別支援学校等施設の現状に沿った施設整備や、送迎バスの運行地域の拡大や始業時間の見直し等による保護者の負担軽減など、その地域の実情に沿った特別支援教育環境を充実させること。

3 教育施設等の充実

- (1) 災害時において避難所として活用される学校施設等の非構造部材の耐震化や防災資材・機材を整備するため支援措置を、引き続き講じること。
- (2) 老朽化した学校施設等について計画的に改修できるよう、補助単価を見直すとともに、必要な予算を確保すること。

また、学校施設等は、地方創生においても重要な役割を果たすため、各地域の実情に沿って進められる教育施設等の整備に対し、財政措置の拡充を図るよう国へ求めること。

4 地域に根ざした特色ある高等学校教育への支援

- (1) 地域高校の存続・魅力づくりには地元町村が深く関わっている現状を踏まえ、支援の充実を図ること。また、職業高校については、時代のニーズに即応した特色ある実践的教育等により、地域が真に必要と求めている人材を育成できる学校づくりをすること。
- (2) 今後新たに高校再編等を検討する場合は、第1期長野県高等学校再編計画後の高校教育の現状を分析のうえ、地元関係自治体と十分協議すること。特に、高校は地域の人材育成の中核を担っており、各地域における当該学校の位置づけを踏まえ、必ず地元の意見を聞き理解を得たうえで実施すること。
- (3) 県立高校において、学習に適した環境整備に対する財政措置の拡充を図ること。特に生活様式の変化等に対応した冷暖房環境の整備や、老朽化している設備等の修復を推進すること。

＜現況・課題＞

教員の配置基準について、現在、国では法律により公立小学校 1 年生における 35 人規模学級を導入していますが、長野県では国に先駆け、小・中学校すべての学年で「30 人規模学級編制」を導入しています。こうした背景もあって、本県は臨時的任用等の教員の数・割合が近年増加にあり、教育の質を確保するためには正規教員の拡充を進め、ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含めた 34 ヶ国の先進国が加盟する OECD（経済協力開発機構）並みの 1 学級あたり児童・生徒数とする必要があります。

町村では、計画に基づく ICT 教育環境の整備を進めておりますが、教育現場における ICT 活用への教員の認知度や ICT 活用指導力を有する人材確保は十分とは言えません。教員に対する ICT 活用指導力向上のための研修等を充実させるとともに、指導力を有する教員の地域バランスを考慮した配置を求めるものであります。

また、LINE 等の SNS によるいじめが増加傾向にあり、全国的には悲惨な事件へ発展する事例も見受けられ、町村では、専門の講師等により保護者、児童生徒等への啓発等を図っているところでありますが、ICT 関連等の事業者で構成する協議会などを活用した情報モラルの教育・指導を、県全体として主体的かつ積極的に推進する必要があります。

小・中学校等において、障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置が計画的に行われるよう、平成 19 年度から必要な経費が国から市町村に対して地方財政措置（交付税措置）されています。しかし、支援員は、市町村の政策的な判断によって配置されており、財政状況も考慮したうえでの実施となっているため、支援を必要とする児童・生徒が増加する中で、配置されている職員の身分は不安定で、雇用条件も十分なものではありません。そこで、国において制度化を図るとともに、財政的な支援策の充実をする必要があります。

学校教育法施行令や発達障害者支援法、障害者差別解消法では、障害を持つ児童において、保護者の意見や意向の中で、通常学級でのインクルーシブ教育を受けることが選択でき、町村は支援体制等の整備などを行うこととされています。

特別支援学級の教員配置については、重度障がい児童の受け入れに、

支援員 1 名を配置する必要がありますが、町村の経費負担が発生している状況であり、更なる財政支援が必要であるとともに、状況に応じた柔軟な対応を可能とする教員配置基準等の拡充が必要であります。

医療的ケアを必要とする児童・生徒など、障害のある児童・生徒に対する学校及び放課後子ども総合プラン（放課後こども教室、放課後児童クラブ等）における支援・受け入れ態勢を充実させるため、専門的知識や資格を有する専門職員の派遣及び町村に配置する場合の財政支援、人事育成等が必要ですが、現状は十分な対応ができておりません。

一部の特別支援学校においては、入学希望者の増加に伴って増設されたプレハブ建物により受け入れが続いており、その地域の実情沿った恒久的対応が必要であるとともに、送迎バスの運行地域の拡大や始業時間を 8 時 30 分にするなど、働く親のニーズに合わせた受入態勢の整備が必要であります。

大半の小・中学校は避難所に指定されています。構造物本体は、平成 27 年度までの事業実施の中でほぼ耐震化されていますが、非構造部材の耐震化については、屋内運動場の吊り天井に対する落下防止や、その他の非構造部材の耐震対策を早急に充実する必要があります。

また、老朽化による施設の補強・修繕・改修については、長寿命化改良事業が創設されたものの、事業の下限額が高く設定されているため、補助対象とならないケースや、補助率が 1 / 3 と低く、実際の工事費に比べ補助単価が低いことから、多額の一般財源が必要となっています。また各地域の教育施設等整備計画に基づく実施も併せて、補助単価の見直しや、財政支援措置の充実が必要であります。

地域高校は、次世代を担う地域の人材を養成するうえで極めて重要な役割を果たしており、町村は地域高校の存続・魅力づくりに深く関わっています。しかし、少子高齢化に伴い、地域高校への入学者が減少する中で、長野県教育委員会は「第 1 期高等学校再編計画」に基づき、高校の統廃合や地域キャンパス化を進めてきました。

県教育委員会は、長野県高等学校将来像検討委員会を設置し、少子化社会を踏まえた望ましい高等学校のあり方について検討し、平成 29 年 3 月に高校フロンランナー改革「学びの改革基本構想」を発表しました。今後第 2 期の高校再編の検討を進める際には、第 1 期再編計画後の現状を分析する中で、地元町村等と事前に十分協議をする必要

があります。

特に、高等学校には、その地域を担う人材育成や地元就職による人口定着等、地方創生においても重要な役割を果たすため、高等学校の地域による位置づけが変わることとなる学科毎の定員見直しについては、地元町村からの理解を得た上で行う必要があります。

3 地域医療・保健等の人材確保

< 提案・要望内容 >

1 医師の確保

(1) 地域別、診療科別の医師の偏在を是正し、地域に根差した医師の育成を図るため、信州型総合医の養成を強力に推進すること。

また、医師等の適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けるなど、抜本的な対策を講じるよう国に対し働きかけること。

(2) 産婦人科医の不足や地域偏在が深刻で、分娩を取り扱う施設が減少していることから、産婦人科医の勤務環境の改善に向けた支援をより一層充実させること。

(3) 女性医師がライフステージに応じて働き続けることができるよう、保育や再就業の支援の更なる拡充等に取り組むこと。

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進することによる職場への定着化や、復職しやすい環境等の整備を図ること。

また、市町村と連携して、人材の確保を促進すること。

3 障がい児（者）の支援人材の確保

発達障がい児（者）の早期発見、早期支援並びに幼児期から学齢期、就労までの一貫した支援を強化するため、発達障害の疑いのある児（者）及びその家族への適切な指導・助言ができるよう、専門的知識を有する人材の確保を図ること。

< 現況・課題 >

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、医療サービスに対する需要

の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医師の育成、確保が求められています。

このような中、本県の医師数の状況を見ると、医師総数自体は緩やかに増加していますが、全国順位では 31 位と依然低く、都市部に医師が集中する地理的偏在が顕著であり、地域の拠点病院・診療所等において医師が不足しております。特に産婦人科については、平成 27 年 3 月上旬から市立大町総合病院にて分娩の取扱いが休止となり、平成 28 年 4 月からは飯山赤十字病院においても分娩の取扱いが休止となりました。市立大町総合病院においては分娩の取扱い休止から 7 ヶ月後に再開となりましたが、飯山赤十字病院においては再開の目途が立っておりません。地元の地域での出産ができない状況が相次いで発生し、深刻な事態となっています。医師不足地域に十分配慮したきめ細やかな制度を講じるなど、実効性を高めるような仕組みを早急に構築することが必要であります。

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、保健医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医療従事者の育成、確保が求められています。医療従事者数の状況を見ると、本県は全国的に高い水準にありますが、偏在が顕著であり、小規模町村の拠点病院・診療所等においては、医療従事者が不足している状況であります。医療従事者不足地域に十分配慮したきめ細やかな施策を講じるとともに、医療従事者の養成確保と勤務環境の改善が必要であります。また、「市町村における医療・保健・福祉等人材確保検討ワーキンググループ」の取組みを活用し、市町村と連携して人材確保の取組みの推進が求められています。

発達障害の疑いのある子どもが年々増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援が求められています。しかしながら、発達障害の専門的知識を有する者が不足する町村にあっては、発達障がい児（者）に対する療育支援や保護者・家族に対する相談支援体制が整わないなどの課題があります。支援体制強化のための財政措置や人材確保を図ることが求められています。

<町村における診療科別の医師数及び不足医師数の状況>

内科・外科・麻酔科・救急科などの医師不足は、手術や入院患者への対応に支障がでているほか、在宅患者への十分な診療を行えない状況。

また、特に深刻な小児科・産婦人科の医師不足は、少子化をより一層加速させる要因であり、人材の確保は喫緊の課題。

<長野県の医師数>

医療施設従事医師数の年次推移

(単位：人)

年 度	H16	H18	H20	H22	H24	H26
医 師 数	4,019	4,159	4,264	4,412	4,508	4,573
対人口 10 万人①	181.8	190.0	196.4	205.0	211.4	216.8
(全国の対人口 10 万人②)	201.0	206.3	212.9	219.0	226.5	233.6
全国平均との差(①-②)	▲19.2	▲16.3	▲16.5	▲14.0	▲15.1	▲16.8
全国順位	35 位	33 位	33 位	33 位	31 位	31 位

<長野県の看護師数>

年 度	H22	H24	H26
対人口 10 万人①	839.0	899.4	969.1
(全国の対人口 10 万人②)	744.0	796.6	855.2
全国平均との差(①-②)	95.0	102.8	113.9
対人口 10 万人：上小地域	740.3	783.2	811.2
対人口 10 万人：上伊那地域	702.7	731.4	784.1
対人口 10 万人：木曽地域	689.4	727.6	851.1

3 地域（上小、上伊那、木曽）は全国平均を下回り、地域偏在が顕著となっている。

<長野県の発達障がい児数（公立の小・中学校及び高等学校の児童・生徒）>

年 度	H19	H24	H25	H26	H27
小・中学校（人数）	836	4,662	5,093	5,664	6,352
高等学校（人数）	184	578	592	667	804
小・中学校（対全体比）	0.43%	2.60%	2.88%	3.26%	3.71%
高等学校（対全体比）	0.36%	1.09%	1.15%	1.30%	1.60%

医師の診断や臨床心理士、児童相談所等の専門機関の判定を受けている生徒数であり、「対全体比」の母数は 5 月実施の学校基本調査の統計を使用。

未就学児においても同様に発達障がい児数は増加傾向にあるため、小・中学校の該当人数が増加していると推測される。

4 野生鳥獣被害対策・森林病虫害対策の推進

< 提案・要望内容 >

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保するよう国に対し働きかけること。

2 国主導による広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じるよう国に対し働きかけること。

3 駆除従事者の育成・確保

有害鳥獣の個体調整を確実なものとするため新規銃猟者の育成と確保及び、専門的知識を有する人材の養成を図るとともに、多くの人が狩猟免許を取得できるよう、事前講習や試験の周知及び効率化に努めること。

4 捕獲鳥獣の利用及び処分

捕獲鳥獣については、ジビエ料理の普及等食肉利用を推進するとともに、食肉に利用できない場合の低コストな処分方法について検討すること。

5 人的被害を及ぼす有害鳥獣への対処

ツキノワグマ・ニホンザル・イノシシ等の有害鳥獣について、人的被害を防止するため、生息数を把握し個体数調整を適切に行うなど、積極的な対策を講じること。

6 森林病虫害対策の推進

松くい虫等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や天敵の活用など、より効果的な駆除技術の研究開発、樹種転換・被害木の利用等を促進すること。

また、被害市町村相互で連携した防除対策が行えるよう体制整備を図ること。

<現況・課題>

野生鳥獣による農林業被害は減少傾向にありますが、被害額の多くを占めるニホンジカによる被害については、適正な生息密度へ誘導する個体数管理が必要不可欠であります。また、ツキノワグマ等の有害鳥獣に対して、人的被害を防止するため、適切な個体数調整などの積極的な対策が求められます。

これまで町村は、被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら被害防止活動を進めてきましたが、今後も継続的に被害対策に取り組んでいくためにも、予算の確保が必要であります。

また、駆除従事者の育成・確保は大きな課題であることから、有効な技術の開発や専門家の育成が望まれます。

更には、生息域の拡大を効率的に防止するため、国や他県等と連携した広域的な捕獲対策の推進が必要であります。

近年の長野県における松くい虫の被害は、毎年7万m³程度の被害があり、都道府県別では全国1番目の被害量となっています。

被害拡大を解消するために、未発生地域における予防対策とともに、天敵の活用など、より効果的な駆除技術の研究開発や樹種転換等の促進、被害市町村が連携した防除対策が行える体制整備が必要であります。

<参 考>

1 鳥獣被害防止総合対策交付金

(1) 国予算の状況

年 度	H27	H28	H29
予算額	98 億円	95 億円	95 億円

(2) 長野県の状況（平成 29 年度）

（千円）

項 目	要望額 (A)	内示額 (B)	B / A
整備交付金	125,768	82,917	65.9%
推進交付金	304,481	211,564	69.5%
合 計	430,249	294,481	68.4%

2 野生鳥獣による農林業被害の状況

（単位：千円）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
農作物被害	794,203	733,950	706,846	641,800	618,790
森林被害	470,389	414,208	362,562	324,490	304,753
合 計	1,264,592	1,148,158	1,069,408	966,290	923,543

このほか、農林業被害がもたらす生産者の意欲の減退や耕作放棄地の発生、林木の剥皮による森林の水度保全機能の低下など、金額で表せない被害も深刻である。

3 ニホンジカの捕獲頭数の推移

（頭）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
狩猟捕獲	6,895	7,495	9,445	4,993	4,567
個体数調整	26,773	32,168	30,061	26,877	21,166
合 計	33,668	39,663	39,506	31,870	25,733

4 狩猟者登録数と 60 歳以上の割合

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
登 録 数	6,045 件	5,925 件	5,788 件	5,856 件	6,061 件
60 歳以上割合	65%	64%	65%	65%	62%

5 長野県内の松くい虫被害の状況・対策

長野県における松くい虫被害は、昭和 56 年度の確認以来年々増加し、平成 7 年度には 5 万 7 千 m^3 、平成 20 年度には 6 万 3 千 m^3 となり、その後 6 万 m^3 程度で推移してきたが、平成 25 年度にそれまでの最高となる 7 万 8 千 m^3 となった。また、平成 27 年の被害量は全国最多となった。

被害市町村数も 51 市町村に達するなど、憂慮すべき状態にある。

〔被害の推移〕

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	対 H25 度比
被害材積 (m^3)	60,546	60,459	64,741	78,870	75,911	77,008	97.6%

5 観光振興対策の推進

< 提案・要望内容 >

1 山岳高原を活かした観光地づくりの推進

- (1) 山岳高原を活かした、世界的に評価される魅力ある地域づくりを推進するとともに、更に山岳観光地としての強みを活かすため、老朽化した自然歩道の改修などの環境整備や山岳地ガイドの養成・確保など、ハード・ソフト両面における財政支援及び体制の構築を図ること。
- (2) 「世界水準の滞在型観光地づくり」を進めるため、モデル地域を先ず世界水準に引き上げ、全県的な底辺拡大を目指すこと。
また、隣接県等との広域連携を推進し、新たな観光客の誘致を図り、山岳観光の魅力を最大限に国内外にアピールしていくこと。
- (3) 信州デスティネーションキャンペーン終了後も、「山の信州」のアピールを継続し、官民一体となって長野県への誘客拡大を図ること。

2 国際大会開催による地域観光・経済の振興

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックや 2019 年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず県内にも訪問できるよう体制や環境を整備すること。また、国際大会や事前合宿等を積極的に誘致し、スポーツ振興、インバウンド観光による経済振興、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。

3 スキー場産業の振興

冬季の基幹産業であるスキー場産業の振興のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置について、平成30年4月1日以降も継続するよう国に働きかけること。

また、過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税減免に伴う地方交付税の減収補填措置対象事業にスキー索道業を追加するよう国に働きかけること。

< 現況・課題 >

長野県は、豊かな自然、美しい農村風景、歴史や文化、さらには健康長寿の暮らし等、世界に誇れる地域資源を数多く有し、それらに魅せられ国内外から多くの観光客が県内を訪れています。

観光客のニーズが多様化する中で、独自の地域資源を磨き上げ、観光地としてのブランド化を図り、地域の活性化につなげていくことが望まれます。

また、長野県には、雄大な山岳やさわやかな高原、優れた雪質のスノーリゾートや多様な魅力にあふれる温泉など、世界に誇れる素晴らしい山岳高原環境を有し、国内外を問わず多くの観光客や登山者が訪れていますが、近年の登山ブームや観光ニーズの広域化、山の日の制定、デスティネーションキャンペーンなどを踏まえ、「世界水準の山岳高原観光地の形成」に向け、世界から選ばれる観光地の構築を目指し、県と市町村が連携することはもとより、隣接県等とも連携を図りながら、県全体の振興発展に資するよう観光地づくりを進めていく必要があります。

国内経済は、雇用情勢の改善等により緩やかな回復基調が見えてきておりますが、その効果は、なお都市部や一部の大企業にとどまっております。町村部の地域経済が活力を取り戻すには至っていないのが現状であります。

このような状況の中で、今後予定される東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップの開催は、競技の開催地のみならず国内外選手の事前合宿や、これに伴う観光客の訪問などによる経済波及効果が期待されます。また、より多くの観光客を誘客するためには、公共サインや公衆無線LANの環境整備が必要であります。

また、2018年平昌、2022年北京でのオリンピックの開催が予定され

ているところであります。オリンピック開催県である長野県の実績を活かし、国際大会や合宿を誘致し、県内のスポーツ振興及び観光振興への活用が期待されます。

冬期の基幹産業であるスキー場について、索道事業者がスキー場で使用する機械類等に使用される軽油の課税免除措置は、平成 27 年度税制改正において平成 30 年 3 月末まで延長されましたが、この措置が廃止されると、冬季の基幹産業であるスキー場のみならず、関連産業を含む地域経済全体に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、引き続き課税免除が必要であります。またスキー人口が減少する中でも施設整備が出来るように、スキー索道業を過疎地域自立促進特別措置法による固定資産課税免除に伴う減収補填措置対象事業に加えることを求めます。

6 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

< 提案・要望内容 >

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるよう国に対し働きかけるとともに、県が管理する国県道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。
- (3) 地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。
- (4) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額の確保について国に対し働きかけること。
また、道路財特法による補助率等の嵩上げ措置を平成 30 年度以降も継続するとともに補助率を拡充するよう国に対し働きかけること。
- (5) 災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送路の整備促進を図ること。

2 リニア中央新幹線に関連する基盤整備促進及び工事に伴う町村への支援

- (1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路等の整備を促進するとともに隣接県との連携強化を図ること。
また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、ＪＲ東海をはじめとする関係機関との折衝にあたっては、地元自治体が県

に相談する法律制度上の問題点や意見を十分勘案した上で県が中心となって進めること。

- (2) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体を実施する環境評価に係る独自調査や、地元リニア対策会議等に係る経費に対し、財政支援措置を講じるよう国に対し働きかけること。

3 インフラ老朽化対策の充実

急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、道路法改正に基づく橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じるなど町村負担の軽減を図るよう国に対し働きかけること。

< 現況・課題 >

道路は、産業基盤の形成や国民生活の利便性の向上、災害時における緊急輸送や救急医療など欠くことのできない重要な社会基盤ですが、長野県内の道路網は未改良区間も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

また、社会資本整備総合交付金の配当額が要望額に満たない状況にあり、道路建設にあたっての用地買収や橋梁の架橋が計画通りに進まない状況となっています。

道路網の整備を「費用対効果」で画一的に捉えることなく、地域の実情を十分考慮し、遅れている町村の道路整備を一層推進していく必要があります。

リニア中央新幹線による利便性の向上や経済効果をより広範囲に波及させるためには、長野県内各地から中間駅への幹線道路等の整備や、隣接県との連携を図る必要があります。

また、建設中の工事車両の通過等による周辺的生活環境の悪化や、

トンネル工事等による水源への影響が懸念される中で、事業主体であるＪＲ東海をはじめ、関係機関との折衝は町村だけで行うには限界があるため、県がその中心となって進めていく必要があります。

インフラ整備について、地域の生活・産業活動を支える社会資本は、多くが高度経済成長期に整備されており、老朽化が急速に進んでいます。

しかしながら、その社会資本の大半を管理する市町村では、点検・補修業務を担う技術職員が不足していることから、財源の確保とともに、国・県・市町村が情報や技術を共有・協力して老朽化対策を計画的に実施していく必要があります。

<参 考>

1 長野県内の道路整備水準

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

○道路延長

高速自動車道
317km〔都道府県別 6 位〕 (全国平均 184km)

国・県道（指定区間を除く）
5,157km〔都道府県別 5 位〕 (全国平均 3,430km)

○改良率（車道幅員 5.5m 以上）

国・県道（指定区間を除く）
66.2%〔都道府県別 35 位〕 (全国平均 73.3%)

市町村道
11.2%〔都道府県別 42 位〕 (全国平均 18.3%)

2 リニア中央新幹線の経緯と予定

H23 年 5 月	国土交通大臣、JR 東海を建設・営業主体に指名 同社に建設の指示
H26 年 10 月	国土交通大臣による工事実施計画の認可
H27 年～	リニア駅周辺整備・リニア関連の道路整備
H28 年～	リニア中央新幹線建設工事開始
H39 年	東京一名古屋間開業予定

3 橋梁修繕等事業実施状況

(単位：百万円)

	橋梁補修	舗装修繕	点検・計画	道路防災	修繕系計	道路事業費に 占める修繕費率
H23 年度	224	237	159	505	1,145	18.2%
H24 年度	681	568	301	993	2,544	36.2%
H25 年度	1,750	652	88	993	3,484	40.0%
H26 年度	1,401	603	587	1,097	3,688	41.1%
H27 年度	1,815	808	597	1,233	4,453	47.3%
H28 年度	2,392	755	1,569	1,182	5,898	54.1%
H29 年度	3,295	2,682	1,991	1,690	9,658	44.8%

※H23～H27 は精算額、H28 は当初内示、H29 は概算要望額、事業費は社会資本整備総合交付金

7 河川・砂防施設の整備促進

< 提案・要望内容 >

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への財政支援等の拡充を図るよう国に対し働きかけること。
- 3 県が管理する河川区域内の雑木等のうち、治水安全上危険となるものについては、伐採等適切な管理を行うこと。
- 4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策を促進すること。
- 5 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。
- 6 山腹の崩壊等による土砂の生産、流送若しくは堆積が顕著な溪流の維持管理を図ること

< 現況・課題 >

長野県は、千曲川、木曽川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長が長いうえ、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨、近年多発している局地的集中豪雨などの際には、堤防の決壊や河川の氾濫により甚大な被害を受ける恐れがあります。

しかしながら、河川整備費はピーク時に比べ激減しているのが現状であり、住民の生命や財産を守るため、河川整備は緊急の課題であります。また、河川内に自生する雑木についても、防災上や景観上の観点から伐採等の適切な管理が求められます。

また、土砂災害危険箇所も多く分布しており、特に地すべり危険箇所は都道府県別で最も多い状況であります。

このような中で、土砂災害危険箇所の整備率は2割程度であり、事業費についても横ばいが続く厳しい状況であります。特に緊急性の高い箇所は優先的に整備していく必要があります。

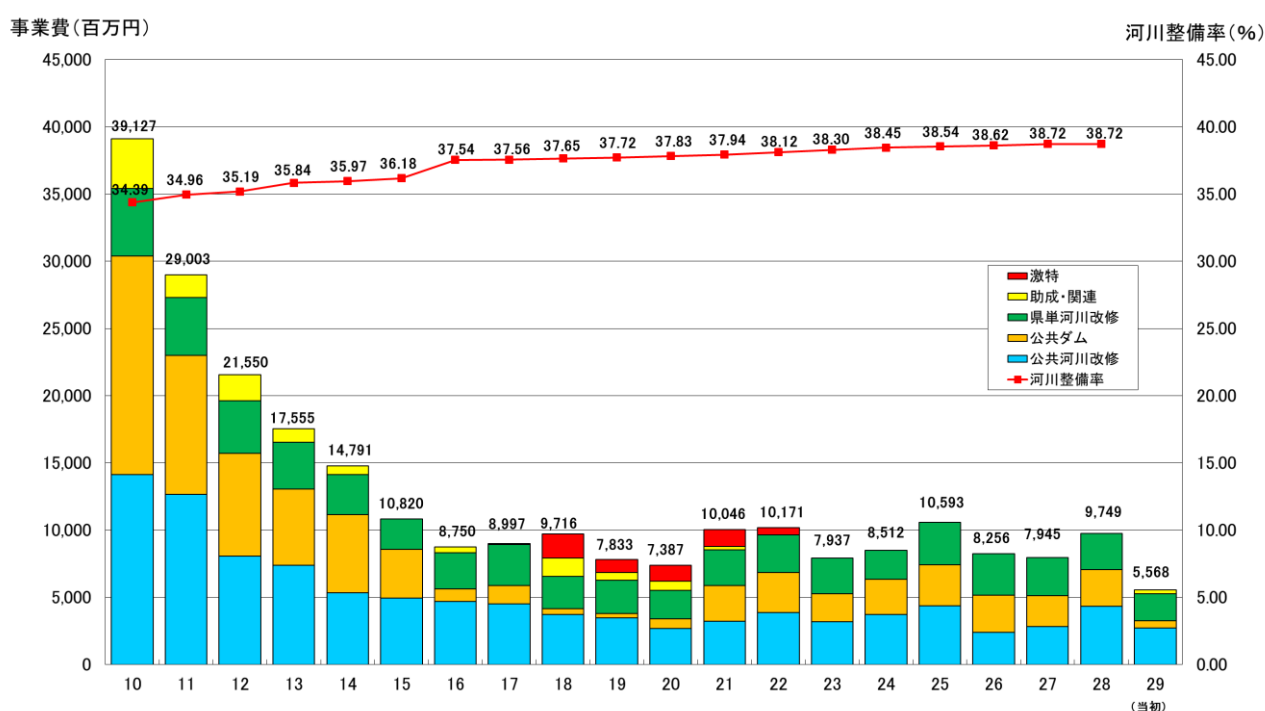
<参 考>

1. 県管理河川の整備状況

【整備率(平成 28 年度末)】

水系名	河川数	延長(km)	整備率(%)
信濃川水系	337	2,547.6	34.33
天竜川水系	279	1,409.8	48.14
木曽川水系	71	531.7	20.77
その他水系(5)	50	313.6	66.67
合 計	737	4,802.7	38.72

【河川事業費の推移】



【準用河川改修事業】

○ 交付金事業(補助率 1/3)の採択基準

採 択	総事業費：概ね 4 億円以上 24 億円以内
基 準	氾濫被害：農地 60ha、家屋 50 戸、宅地 5ha 以上 他要件あり

○ 近年での準用河川改修事業実施状況

- ・ 千曲市：東林坊川 H21～H25 全体事業費 4 億円
- ・ 長野市：北八幡川 H18～H22 全体事業費 6.7 億円

○ 町村が管理する準用河川は河川法が適用されるが、小規模な沢などの普通河川は河川法が適用されないため、交付金による河川改修事業を導入できない。普通河川の管理は、市町村の公共物管理条例によるか、条例が制定されていない場合は国有財産法の規定による。

2. 長野県の土砂災害危険箇所及び整備率

(平成 28 年度末現在)

種 別	危険箇所数	要整備量	整備済量	整備率
土石流危険溪流	5,912 溪流	4,027 溪流	878 溪流	21.8%
地すべり危険箇所	1,241 箇所	33,368ha	8,809ha	26.4%
急傾斜地崩壊危険箇所	8,868 箇所	2,634 箇所	653 箇所	24.8%
雪崩危険箇所	1,840 箇所	1,292 箇所	20 箇所	1.5%

※土砂災害危険箇所の定義

- ・土石流危険溪流：土石流の発生の危険性があり、人家等に被害を与えるおそれのある溪流
- ・地すべり危険箇所：地すべり現象により人家等に被害を与えるおそれのある箇所
- ・急傾斜地崩壊危険箇所：斜面の角度が 30 度以上かつがけ高 5m 以上で、人家等に被害を与えるおそれのある箇所
- ・雪崩危険箇所：豪雪地帯指定市町村で斜面の角度が 15 度以上かつ高さ 10m 以上で、人家等に被害を与えるおそれのある箇所